

松江市立地適正化計画の改定について（平成31年3月策定の計画本編の変更・修正概要）

区分	現計画 ページ	変更内容	変更理由	審議事項
居住誘導区域図	28	議題2-1 居住誘導区域図に下記のエリアを含める。 ①法吉町 0.01ha (R2. 5. 22告示) ②上乃木5丁目 1.41ha (R2. 5. 22告示) ③乃白町 14.2ha (R3. 9. 28告示) ④矢田町 0.27ha (R3. 9. 28告示) ⑤乃木福富町 0.25ha (R3. 9. 28告示)	現計画策定（平成31年3月）以降、市街化区域へ編入したため。	審議事項なし 【理由】 計画本編(P23)で「居住誘導区域については、市街化区域・用途地域を基本に設定する」と文言により指定していることから都市計画審議会に意見を聴く案件ではありません。 【取扱い】 都市再生特別措置法に基づく軽微な変更となります。 【ご意見】 居住誘導区域図について、疑問点などありましたら意見・質問書を提出してください。
都市機能誘導区域の変更	33 38 69 73	議題2-2, 2-3 都市機能誘導区域図に下記のエリアを含める。 ⑥松江市立病院の敷地 ⑦乃白田和地区計画を定めた区域の内、商業系での土地利用が見込まれる区域 ⑧市街化区域編入した⑤乃木福富町 0.25ha及び既存のしんじ湖ボウルが立地している敷地	現計画策定（平成31年3月）以降、市街化区域へ編入した区域の③乃白町、⑤乃木福富町には、誘導施設（P41）に位置づけている施設（松江市立病院、しんじ湖ボウル）が立地していること。 また、⑦乃白田和地区計画区域内については、今後、商業系の立地が見込まれるため。	審議事項 議題 2-2, 2-3 ○都市機能誘導区域図を、改定後の区域図に変更することについて 【概要】 計画本編(P35～)で都市機能誘導区域である「都市の中核エリア」、「JR乃木駅・島根県立大学周辺エリア」、「島根大学周辺エリア」を具体的に示していることから都市計画審議会に意見を聴く案件となります。 【取扱い】 都市再生特別措置法に基づく軽微な変更ではありません。 【ご意見】 変更内容及び変更理由等について、疑義等がある場合、意見・質問書の提出をお願いします。
誘導施設の追加	43 73	議題2-3 都市機能誘導区域の「JR乃木駅・島根県立大学周辺エリア」における誘導施設に以下を追加する。 ⑨○「都市機能の種類」： 医療 ○「施設」： 病院	現計画策定（平成31年3月）以降、市街化区域へ編入した区域の③乃白町 に誘導施設（松江市立病院）が立地しているため。	審議事項 議題 2-3 ○現在立地している誘導施設（平成30年（2018）年末時点）を、改定後へ追加変更することについて 【概要】計画本編(P43)で「JR乃木駅・島根県立大学周辺エリア」における誘導施設を明確に示していることから都市計画審議会に意見を聴く案件となります。 【取扱い】 都市再生特別措置法に基づく軽微な変更ではありません。 【ご意見】 変更内容及び変更理由等について、疑義等がある場合、意見・質問書の提出をお願いします。